

ロイヤルヒル '81 テニスクラブ会員細則

■営業時間

クラブの営業時間は原則として、午前 9 時から日没までとする。

ただし、ナイターの営業は 9 時までとする。

1 月、2 月、10 月、11 月、12 月・・・午後 5 時～午後 9 時

3 月、4 月、5 月、6 月、9 月・・・午後 6 時～午後 9 時

7 月、8 月・・・午後 7 時～午後 9 時

■ナイターの制限及び使用料

1. ナイターの使用は予約制とする。(一ヶ月前より受付する)
2. ナイターの使用料は、一名につき 700 円とする。(但し 2 時間以内)

■ビジターの制限及び使用料

1. ビジターは満員の場合は入場できない。
2. ビジターの使用料は、一名につき平日 3000 円、土・日・祝日 4000 円とする。
但し、午後五時以降入場の場合は 500 円割引とする。

■ロッカーの専用使用

1. クラブは会員専用のロッカーを設置し、会員は貴重品及び小物を除くバッグ等手荷物を
自己の専用ロッカーに収納するものとする。
2. 専用キーは各人が保有し、紛失した場合は実費弁償する。

■休会会員の取り扱い

1. クラブは、会員が転勤、病気等已むを得ないと認められる理由により、1 年以上施設を利用出来ない場合は、速やかに休会届けを提出し、通常会費の年額 1/3 を

- 納入することにより、休会会費として取り扱い会員の資格を継続することができる。
2. 休会会員は、休会理由が終了したときは、速やかに復帰届を提出しなければいけない。
この場合月会費は、復帰の時点から通常扱いとし、予納月会費は月割精算とする。
 3. 休会会員が休会期間中施設利用する場合はビジターとして扱う。

■名義変更料・短期会員更新料

1. 名義変更料及び短期個人会員更新料は一件につき **52,500** 円とする。
短期平日会員の更新料は一件につき **31,500** 円とする。

■退会届と保証金及び会費の取り扱い

1. 規約第 8 条により納入した前納月会費は前納期終了前の中途退会の場合も清算返金しない。
2. 退会届は会費の支払月の前月末日まで提出するものとし、これを徒過して納入された前納会費は返金されない。
3. 保証金は入金後無利息で 5 年間据え置くものとし、規約第 12 条により譲渡の場合を除き、
5 年間は退会は認められないものとする。
4. 保証金は退会后 3 ヶ月以内に返還とする。
但し複数人同時期に退会届が為されたときはこの限りではない。

■テニススクール及び、競技会

クラブは会社が行うテニススクールの開設、競技会に協力するものとする。

■スクール生の特典

スクール生がクラブに入会する場合は、入会金を半額割引する特典を与えるものとする。

■付則

規約の改廃及び細則の制定、変更は理事会の議を経て会社が行う。

会費、その他料金の変更、及びクラブ運営上、必要な事項において改定する場合は、施行前に掲示の方法をもって内容を周知しなければならない。

(施行期日)

平成 11 年 9 月 1 日

(改正)

平成 12 年 10 月 8 日、第 6 条 2 項、平成 12 年 12 月 16 日第 6 条第 1 項、

平成 14 年 1 月 1 日第 5 条第 1 項、第 2 項、平成 15 年 11 月 1 日第 1 条各種料金表、第 5 条第 2 項使用料廃止、第 8 条但し書付加。

平成 16 年 4 月 3 日、第 1 条 2 号追加、第 8 条、条文整理。